

漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱

23水漁第1450号
平成23年11月21日
農林水産事務次官依命通知
改正 23水漁第2168号
平成24年4月6日
24水漁第2028号
平成25年5月16日
28水漁第1579号
平成29年3月31日
2水漁第1266号
令和3年3月26日
3水漁第1725号
令和4年3月29日
5水漁第1287号
令和6年3月28日

(通則)

第1 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、東日本大震災からの復興・再生のため、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の漁業者のグループによる生産性向上又は省力・省コスト化に優れた漁業用機器設備の導入を推進することにより、これら各県の漁業を高収益・環境対応型漁業へ転換させることを目的とする。

(事業の内容)

第3 本事業において実施する事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。また、本事業の事業主体は、水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者

の中から選定された民間団体等とする。

(1) 事務局運営事業

漁業者グループからの申請等の受付、承認その他事業の運営及び指導監督

(2) 漁業用機器設備評価事業

ア 漁業者グループから申請された漁業用機器設備導入計画を審査するための漁業用機器設備評価委員会の設置及び運営

イ 「省エネ機器設備の基準」(平成23年12月1日付け23水漁第1505号長官承認。以下「省エネ機器設備基準」という。)を満たす漁業用機器設備の公表

ウ 漁業用機器設備導入計画の内容の審査

(3) 漁業用機器設備導入支援事業

漁業者グループが行う漁業用機器設備の導入費用に係る助成金の交付

(漁業者グループによる漁業用機器設備導入に対する助成)

第4 助成の対象となる漁業用機器設備

本事業において助成の対象となる漁業用機器設備は、基準年の漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)(以下「基準年の漁業所得」という。)の維持・向上に資するものであり、かつ、処分制限期間が5年以上のものとする。なお、過去に本事業により(2)のア～ウの漁業用機器設備を導入したグループについては、導入した機器設備の処分制限期間が終了するまでは、同種の機器設備は助成対象としない。

(1) 生産性向上に資する漁業用機器設備

生産性の向上により基準年の漁業所得の維持・向上を図るための漁業用機器設備。ただし、(2)のア～ウの機器設備を除く。

(2) 省力・省コスト化に資する漁業用機器設備

省力・省コスト化により基準年の漁業所得の維持・向上を図るための漁業用機器設備。なお、省コスト化に資する漁業用機器設備のうち、次に掲げる種類の漁業用機器設備は、省エネ機器設備基準を満たすものとして事業主体が公表した漁業用機器設備を対象とする。

ア LED集魚灯設備(集魚灯、直流交流変換器及び操作盤)

イ 漁船用エンジン(船内機)

ウ 漁船用エンジン(船外機)

2 漁業者グループによる漁業用機器設備の導入

(1) 助成の対象となる漁業者グループの要件

助成の対象となる漁業者グループは、次の要件を全て満たすものとする。

ア 漁業者グループについては、次に掲げる者のいずれかを代表者として含ん

だグループであること

(ア) 漁業に従事する個人

(イ) 漁業協同組合

(ウ) 漁業を営む法人

(エ) 漁業を営む団体（漁業に従事する者を主たる構成員とする団体であつて、団体の目的、団体の意志決定機関及びその決定方法を含んだ規約を有するもの）

イ 漁業者グループを代表する者が個人の場合にあつては、助成の申請時点において 65 歳未満であること

ウ 地域に同一の漁業を営む者が少ない等特段の理由がある場合を除き、漁業従事者が 5 名以上で構成されること

エ 漁業者グループの全ての構成員が同一の経営体に属していないこと

オ 漁業者グループの全ての構成員が、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県又は千葉県に住所（法人等にあつては、本店や主たる事務所。以下同じ。）を有すること

カ 同一県内に住所を有する構成員のみで構成されること

キ 青森県、岩手県、宮城県、茨城県又は千葉県に住所を有する漁業者グループの構成員が養殖業者又は総トン数 20 トン未満の漁船で操業する漁船漁業者であり、（2）の申請時の直近年の水揚金額又は水揚量が震災前の直近年の水揚金額又は水揚量を下回っていること

(2) 漁業者グループによる助成の申請

ア 助成金の交付を受けようとする漁業者グループは、漁業用機器設備導入計画を作成し、事業主体に対して、別記様式第 1 号による助成金の交付申請書とともに提出するものとする。

イ 事業主体は、アの漁業用機器設備導入計画の内容を審査し、漁業者グループの各構成員の生産性向上又は省力・省コスト化の取組が妥当であると認めるときは、漁業者グループに対して別記様式第 2 号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。

(3) 助成金の概算払

ア 漁業者グループは、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第 3 号の概算払請求書により請求するものとする。

イ 事業主体は、概算払請求書の提出があつた場合には、これに基づき、助成金の交付が行えるものとする。

(4) 事業の報告及び助成金の精算払

ア 漁業者グループは、事業終了後、別記様式第 4 号により事業実績報告書を作成し、事業終了後速やかに事業主体に提出するとともに、別記様式第 5 号

の精算払請求書により、事業主体に助成金の交付を申請するものとする。

イ 事業主体は、事業実績報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、漁業者グループに対して別記様式第6号により通知し、助成金を支払うものとする。

(5) 助成対象経費及び助成率

事業主体は、漁業者グループが行う漁業用機器設備の導入費用を対象にその1/2以内の金額を助成する。なお、助成対象となる漁業用機器設備の導入費用は次の費用を含むものとする。

ア 漁業用機器設備の購入費用及び設置費用

イ 従前の設備に係る撤去費用

(6) 漁業用機器設備の管理等

漁業者グループは、この事業により取得した漁業用機器設備の管理運営については、事業主体による指導監督の下、財産管理台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、効率的な利用が図られるようにするものとする。

(7) 漁業所得の状況の確認

ア 漁業者グループの構成員は、事業開始年度を含む5年間は、毎年度原則7月31日までに、漁業用機器設備導入計画に添付された各構成員の基準年の漁業所得と比較した漁業所得の状況について、別記様式第7号により漁業者グループの代表者へ報告するものとする。

イ 漁業者グループは、事業開始年度を含む5年間は、毎年度原則8月10日までに、アの基準年の漁業所得と比較した漁業所得の状況について、別記様式第8号により事業主体へ報告するものとする。

(事業主体による漁業用機器設備導入支援事業の周知)

第5 事業主体は、漁業用機器設備導入支援事業の助成要領を速やかに作成の上、広く関係者に周知するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が行う漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第9号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第9 大臣は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第11 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場

合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第 10 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第 12 補助事業者は、第 9 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第 13 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 11 号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 14 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 14 に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。
 - 3 大臣は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第 14 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第 15 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 12 号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない

ない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第 16 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 13 号により事業遂行状況報告書を作成し、その翌月末日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第 14 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第 17 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 14 号の概算払請求書を水産庁長官に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第 18 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 15 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 13 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 16 号により年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 第 7 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第7第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第17号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令があった場合には、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第19 大臣は、第18第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第20 補助事業者は、第19第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情が生じた場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第1項に準じて提出するものとする。
- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第19第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消し等）

第21 大臣は、第13第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第9の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合（漁業法（昭和24年法律第267号）第25条第2項の規定に違反し、同法第28条の規定による処分を受けた場合を除く。）
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントで計算した年利加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第22 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(残存物件の処理)

第23 補助事業者は、補助事業等が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存

するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 24 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間は整備保管しなければならない。
- 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第 25 補助事業者は、第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第13第1項の規定による計画変更、第18第1項による実績報告及び第18第4項による消費税等仕入控除額の確定に伴う報告については、各当該規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、申請サービスを使用する方法により申請等を行う場合において、本要綱に基づき添付すべきとされているものについて、一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本要綱に規定する様式にかかわらず、申請サービスにより提供する様式を用いることができる。
- 3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、申請サービスを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定により申請サービスを使用する方法により申請等を行う場合は、申請サービスのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 26 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第11、第13か

ら第 18 まで及び第 20 から第 24 までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認をけたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (4) 取得財産等のうち第 2 号に定めるものについて、第 2 号に定める期間中、別記様式第 18 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。
- 2 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に先立ち、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に際し付す条件の内容について大臣に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあつては、第 9 による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。
- 5 補助事業者は、第 1 項第 3 号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(指導等)

第27 水産庁長官は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業主体に対して必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(委任)

第28 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業の実施に関し、必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるものとする。

附 則 (平成29年3月31日付け28水漁第1579号)

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき行うこととされている平成28年度以前の予算に係る補助事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月26日付け2水漁第1266号)

- 1 この通知は、令和3年3月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき行うこととされている令和2年度以前の予算に係る補助事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の書式様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和4年3月29日付け3水漁第1725号)

- 1 この通知は、令和4年3月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき行うこととされている令和3年度以前の予算に係る補助事業については、なお従前の例による。

附 則 （令和6年3月28日付け5水漁第1287号）

- 1 この通知は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき行うこととされている令和5年度以前の予算に係る補助事業については、なお従前の例による。

別表（第6及び第14関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
<p>漁業経営体質強化 機器設備導入支援 事業</p>	<p>1. 導入推進事業費</p> <p>①事務局運営費 事務局運営事業及び漁業用機器設備導入支援事業を実施するために必要な事務局員賃金・旅費、通信運搬費、消耗品費その他管理運営に要する経費</p> <p>②漁業用機器設備評価費 漁業用機器設備評価事業を実施するために必要な調査員賃金・旅費、漁業用機器設備評価委員会開催費・印刷費等に要する経費</p> <p>2. 漁業用機器設備導入支援費 漁業用機器設備導入支援事業を実施するために必要な漁業者グループが生産性向上又は省力・省コスト化に資する漁業用機器設備を導入するための経費を助成するために要する経費</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における30%を超える流用</p>	

別記様式第1号（第4第2項（2）ア関係）

番 号
年 月 日

事業主体名
代表者氏名 殿

住 所
漁業者グループ名
代表者氏名

漁業用機器設備導入支援事業費助成金交付申請書

漁業用機器設備導入支援事業に係る助成金の交付について、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第4第2項（2）アの規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の額

項目	必要な助成金の額	概算払い	備考
	(合計) 円	有・無	

※概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目ごとに記載する。

2 振込先口座

3 漁業用機器設備導入計画の内容
別添1のとおり

(別添1)

漁業用機器設備導入計画

1. 漁業者グループの概要

所在地 (市町村)		所属漁協	
代表者氏名 (年齢)	(歳)	構成員数	名

2. 漁業者グループ構成員詳細

氏名	年齢	住所	総トン数	漁船登録番号	漁業種類	備考

(注) 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 漁業用機器設備導入の詳細

(1) 導入機器設備に係る事項

導入予定日	導入予定機器名 (型式・機種等)	単価	導入予定数	導入予定金額	耐用年数 (年)

(注) 1 導入しようとする機器設備の詳細資料を添付すること。(機種・型式・能力等が把握できる資料)

2 原則として、3社以上の見積りを徴した上で、比較検討を行い、導入計画を作成すること。

(2) 事業予定費用一覧

導入予定費用額	負担区分		
	国庫補助額 (A)	自己負担額	
		税抜額 (B)	消費税額 (C)

4. 生産性向上又は省力・省コスト化の取組

(1) 生産性向上に資する機器設備の導入による取組

氏名	導入予定機器の種類	取組内容

(注) 欄が不足する場合は適宜追加すること。

(2) 省力・省コスト化に資する機器設備の導入による取組

氏名	導入予定機器の種類	取組内容

(注) 欄が不足する場合は適宜追加すること。

5. 基準年の漁業所得等
別添2のとおり

(※漁業者グループの構成員は全員別添2を提出すること。)

(別添2)

基準年の漁業所得等

住 所
氏 名

1. 基準年の漁業所得

(1) 個人経営の場合 (単位：万円)

	基準年
①漁業所得 (②-③)	
②漁労収入	
③漁労支出	
雇用労賃	
漁船・漁具費	
油費	
その他	

(注) 導入機器にかかる減価償却費は計上しない。

(2) 法人経営体の場合 (単位：万円)

	基準年
①償却前利益 (※1)	
②漁労収入	
③漁労支出	
雇用労賃	
漁船・漁具費	
油費	
販売手数料	
その他の漁撈支出	
減価償却費	
④漁労利益 (②-③)	
⑤経常利益 (※2)	

(※1) 償却前利益＝経常利益＋減価償却費

(※2) 経常利益＝漁労利益＋漁労外売上高－(漁労外売上原価＋漁労外販売費及び一般管理費)
＋営業外収益－営業外費用

(3) 設定した基準年の種類

基準年	(※該当するものに○を記載)
5中3	
直近5年の平均	
直近3年の平均	
直近年(前年)	

(注) 5中3とは、直近5年のうち、最大と最小を除いた3か年平均

2. 震災前との比較（青森県、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県構成員のみ）

(1) 水揚金額 (単位：万円)

①震災前	
②直近年	

(2) 水揚量 (単位：t)

①震災前	
②直近年	

(注) 水揚金額で要件を満たしている場合は、記載する必要なし。

別記様式第2号（第4第2項（2）イ関係）

番 号
年 月 日

漁業者グループ名
代表者氏名 殿

住 所
事業主体名
代表者氏名

漁業用機器設備導入支援事業費助成金交付決定通知書

年 月 日付け（番号）で申請のあった貴殿が行う漁業用機器設備導入支援事業に係る助成金について、申請のとおり、交付することを了承したので、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第4第2項（2）イの規定に基づき、通知します。

別記様式第3号（第4第2項（3）ア関係）

番 号
年 月 日

事業主体名
代表者氏名 殿

住 所
漁業者グループ名
代表者氏名

漁業用機器設備導入支援事業費助成金概算払請求書

年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第4第2項（3）アの規定に基づき、請求します。

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 (a) - {(b) + (c)}	備考
漁業用機器 設備導入支 援事業費					

別記様式第4号（第4第2項（4）ア関係）

番 号
年 月 日

事業主体名
代表者氏名 殿

住 所
漁業者グループ名
代表者氏名

漁業用機器設備導入支援事業実績報告書

漁業用機器設備導入支援事業に係る実績報告について、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第4第2項（4）アの規定に基づき、下記のとおり、実績を報告します。

記

1 事業の概要

2 機器設備導入内容

(1) 導入状況

導入日	導入機器設備内容 (名称・型式等)	導入数量	導入金額	備 考
			(合計額) 円	

(2) 助成金額

(単位：円)

事業に要した経費	助成金の額	備 考

3. 添付書類

(1) 事業に要した経費の証明書類（領収証の写し等）

(2) 導入した機器設備の設置状況写真

（※漁船用エンジンについては、設置状況及び銘板等の拡大写真も添付すること）

別記様式第5号（第4第2項（4）ア関係）

番 号
年 月 日

事業主体名
代表者氏名 殿

住 所
漁業者グループ名
代表者氏名

漁業用機器設備導入事業費助成金精算払請求書

年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり精算払により支払されたく、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第4第2項（4）アの規定に基づき、請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 (a) - {(b) + (c)}	備 考
漁業用機器設備 導入支援事業費					

別記様式第6号（第4第2項（4）イ関係）

番 号
年 月 日

漁業者グループ名
代表者氏名 殿

住 所
事業主体名
代表者氏名

漁業用機器設備導入支援事業の助成額の確定通知書

年 月 日付け（番号）で貴殿から提出のあった漁業用機器設備導入支援事業費助成金精算払請求書の内容を確認した結果、漁業用機器設備導入支援事業の助成額は金円に確定したので、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第4第2項（4）イの規定に基づき、通知します。

なお、精算額として、金 円を別途支払ったので併せて通知します。

別記様式第7号（第4第2項（7）ア関係）

年 月 日

漁業者グループ名
代表者氏名 殿

住 所
氏 名

漁業用機器設備導入支援事業に係る基準年の漁業所得の維持・向上状況報告書
(構成員用)

漁業用機器設備導入支援事業に係る基準年の漁業所得の維持・向上状況について、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第4第2項（7）アの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

基準年の漁業所得の維持・向上状況

	【基準年】(a)		万円
	漁業所得又は償却前利益	【1年目】	実績(b)
年度		達成率(b)/(a)	%
【2年目】		実績(b)	万円
年度		達成率(b)/(a)	%
【3年目】		実績(b)	万円
年度		達成率(b)/(a)	%
【4年目】		実績(b)	万円
年度		達成率(b)/(a)	%
【5年目】		実績(b)	万円
年度		達成率(b)/(a)	%

別記様式第8号（第4第2項（7）イ関係）

番 号
年 月 日

事業主体名
代表者氏名 殿

住 所
漁業者グループ名
代表者氏名

漁業用機器設備導入支援事業に係る基準年の漁業所得の維持・向上状況報告書
(漁業者グループ用)

漁業用機器設備導入支援事業に係る基準年の漁業所得の維持・向上状況について、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第4第2項（7）イの規定に基づき、別添のとおり報告します。

(※漁業者グループの構成員全員について別記様式第7号を添付すること)

別記様式第9号（第7関係）

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団体名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、漁業経営体質強化機器設備
導入支援事業補助金交付等要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務
次官依命通知）第7第1項の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

（単位：円）

区 分	補 助 金	備 考
漁業経営体質強化機器設備導入支援事業		

記

第1 事業の目的

第2 事業の内容及び計画

1 導入推進事業

（1）事務局運営計画

実施項目	実施予定時期	実施予定内容	備考

(2) 漁業用機器設備評価計画

実施項目	実施予定時期	実施予定内容	備考

2 漁業用機器設備導入支援事業

漁業用機器設備導入支援計画

実施予定グループ数	実施予定時期	導入内容	備考

第3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
漁業経営体質強化機 器設備導入支援事業 1. 導入推進事業 2. 漁業用機器設備導 入支援事業				

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第4 事業完了予定年月日

第5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備 考
国庫補助金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備 考
漁業経営体質強化機器設備導入支援事業 1. 導入推進事業 2. 漁業用機器設備導入支援事業				
計				

(注) 1 備考欄には、交付申請の場合は積算の基礎を、実績の場合は支出の内訳を記載すること。

2 必要に応じて資料を添付すること。

第6 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業の添付書類
補助事業者における事業実施規定又は助成要領

別記様式第 10 号 (第 11 関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異義は一切申し立てません。

(注 1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注 2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注 3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な機関を経過した場合は、この限りではない。

別記様式第 11 号（第 13 第 1 項関係）

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金
変更等承認申請書

番 号
年月日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水漁第 1450 号農林水産事務次官依命通知）第 13 第 1 項の規定に基づき申請する。

記

- (注 1) 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- (注 2) 記の記載要領は、別記様式第 9 号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- (注 3) 補助金の額が増額する場合は、件名の「 年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金変更等承認申請書」を「 年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要

綱第13第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱の規定に基づき、補助金円を追加交付されたく申請する。」とすること。

別記様式第 12 号 (第 15 第 1 項関係)

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金
(漁業経営体質強化機器設備導入支援事業) 遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により (予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった) ため、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱 (平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水漁第 1450 号農林水産事務次官依命通知) 第 15 第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が (予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった) 理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注 1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注 2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第 13 号 (第 16 第 1 項関係)

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、
漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱（平成 23 年 11 月 21 日
付け 23 水漁第 1450 号農林水産事務次官依命通知）第 16 第 1 項の規定に基づき、
その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 12 月 31 日までに 完了したもの		年 1 月 1 日以降に 完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
漁業経営体質強化機 器設備導入支援事業 1. 導入推進事業 2. 漁業用機器設備導 入支援事業	円	円	%	円		

(注)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第 14 号 (第 17 第 1 項関係)

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金
(漁業経営体質強化機器設備導入支援事業) 概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

水産庁長官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水漁第 1450 号農林水産事務次官依命通知）第 17 第 1 項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注 2)

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 ○月○日現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	○月○日現在の予定出来高	金額	○月○日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 9 号の記の「第 3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 下線部は、第 16 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第 15 号 (第 18 第 1 項関係)

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金
実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(官署支出官 水産庁長官)

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱(平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水漁第 1450 号農林水産事務次官依命通知)第 18 第 1 項の規定により、その実績を報告する。(また、併せて精算額として漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金 円の交付を請求する。)

記

第 1 事業の目的

第 2 事業の内容及び実績

1 導入推進事業

(1) 事務局運営実績

実施項目	実施時期	実施結果	備考

(2) 漁業用機器設備評価実績

実施項目	実施時期	実施結果	備考

2 漁業用機器設備導入支援事業

漁業用機器設備導入支援実績

実施グループ数	実施時期	導入結果	備考

第3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	補助事業に要した 経費	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
漁業経営体質強化 機器設備導入支援 事業 1. 導入推進事業 2. 漁業用機器設 備導入支援事 業				

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額が無い場合には「該当無し」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

第4 事業の完了年月日

第5 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備 考
国庫補助金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備 考
漁業経営体質強化機器 設備導入支援事業 1. 導入推進事業 2. 漁業用機器設備 導入支援事業				
計				

(注) 1 備考欄には支出の内訳を記載すること。

2 必要に応じて資料を添付すること。

第6 添付書類

(注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

2 添付書類として、以下を添付するものとする。

(1) 各事業費の根拠となる内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれか

(2) 漁業者グループごとの漁業用機器設備の導入分野及び導入数等を記載した一覧表

3 なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部

分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更がある場合についても添付すること。

- 4 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

別記様式第 16 号（第 18 第 2 項関係）

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金
（漁業経営体質強化機器設備導入支援事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付等要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水漁第 1450 号農林水産事務次官依命通知）第 18 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費（A）	国庫補助金	（A）のうち年度内支出済額	概算払受入済額	（A）のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

（注） 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする
（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受け入れ済みだが特段の事情により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）

- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧書で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第 17 号 (第 18 第 4 項関係)

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金の
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった漁業経営体
質強化導入支援事業補助金について、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金
交付等要綱 (平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水漁第 1450 号農林水産事務次官依命通知)
第 18 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税
仕入控除税額 | 金 | 円 |

4 補助金等返還相当額（3-2） 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 18 号 (第 26 第 1 項関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		〇〇年度		漁業経営体質強化機器設備導入支援事業						
取得財産の内容			負担区分			処分制限期間		処分状況		摘要
財産名	取得年月日	取得金額	国庫	事業実施主体	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
		円	円	円	円					
合計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。